

65歳以上の方の介護保険料が変更になります

すべての段階で年間保険料を引き下げ

六十五歳以上の方が支払う介護保険料が本年度から変更となります。

市では、介護サービスの利用者数や利用回数などを基に、三年ごとに保険料の見直しを実施。今回、高齢者の経済的な負担を少なくするため、すべての段階で保険料の引き下げを行ったほか、第四、第五段階では、引き続き保険料の

軽減策を設けています。

保険料の値下げ分は、介護保険の繰り越し金である基金の取り崩しや、国からの臨時交付金により賄います。

六十五歳以上の方には、決定した介護保険料を六月下旬までに通知しますので、ご確認ください。

【詳細】介護保険課 ☎(21) 2547

平成21～23年度の介護保険料 (65歳以上)		
段階	対象者	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・中国残留邦人などの方々のための支援給付を受けている方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	24,780円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1、第2段階以外の方	37,170円
第4段階	軽減措置 第4段階のうち、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	44,604円
	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税の課税者がいる方	49,560円
第5段階	軽減措置 本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方	56,994円
	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	61,950円
第6段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	74,340円
第7段階	本人に市町村民税が課税されていて、前年の合計所得金額が350万円以上の方	86,730円

※実際に納めていただく保険料は10円未満を切り捨てた額です
※公的年金収入には遺族・障害年金などの非課税年金は含みません

MEMO

高齢者の保健福祉と介護保険についての、今後3年間の計画がまとまりました。これらの計画は、今回の介護保険料決定の基となっており、市民意見を取り入れて作成したものです。計画の概要版は、市役所3階高齢福祉課、区役所の保健福祉課などで配布しています。



妊婦健診の助成がより充実します

回数	今まで 5回分	→	4/1(水)から 14回分
検査項目	問診・診察 血圧 体重測定など	→	左の検査に加え、次の検査も対象に ○超音波検査(8回分) ○B群溶血性レンサ球菌検査 ○ノンストレステストなど
対象の機関	市内の産婦人科のみ	→	市内の産婦人科に加え、市内・市外の産婦人科と助産所も対象に

※助成対象以外の検査項目は、自己負担になります

対象 4月1日(水)以降に出産予定の方
利用方法 4月1日(水)以降に区の保健センターで配布する受診票を、指定の医療機関、助産所に提出することで、上記の検査料を市が負担します。市外での受診方法や検査項目など、詳しくはお問い合わせください

受診票の交付
■4月1日(水)以降に母子健康手帳を受け取る方は母子健康手帳と受診票を同時に交付します
■既に母子健康手帳をお持ちの方は追加の受診票が交付される場合がありますので、区役所(1ページ)の健康・子ども課にお問い合わせください(ただし東区は☎711-3211、南区は☎581-5211)

4月1日から妊婦健診の費用助成を14回に拡大

助成対象の検査が増えたほか、市外での健診も可能に

子供を安心して産むために母体と胎児の健康状態を調べる妊婦健診。市では、現在健診費用を五回まで助成していますが、四月から助成回数を十四回に拡大します。

妊娠から出産までには、一般的に十四回程度の健診が必要とされていますが、医療保険が適用されず、多額の費用

が掛かっています。そのため、市では、今回助成の回数を増やし、妊娠・出産に掛かる市民の経済的な負担を、軽減します。

安全な出産のため、妊娠した方は必ず健診を受けるようにしましょう。

【詳細】健康企画課 ☎(622) 5151